ナスダックの電子的価格改善システム ~ プライメックス・オークション・システム~

吉川真裕

は他のナスダック銘柄についても導入を計画している。 からはナスダック一○○指数構成銘柄についても導入した。そして、このパイロット計画が終了する四月以降に ン・システムをダウ工業株指数構成三○銘柄に導入し、一月七日からはS&P一○○指数構成銘柄、一月二二日 二〇〇一年一二月一七日、ナスダックは新たな電子的価格改善システムであるプライメックス・オークショ

ことであり、ニューヨーク証券取引所ではスペシャリストやフロア・ブローカーの介入によって、しばしば発注 このシステムを導入する意義について検討する。 アでの価格改善を電子的に実現しようというのが、このプライメックス・オークション・システムである。 時の最良気配よりも有利な価格で取引が成立することが知られており、ニューヨーク証券取引所が誇る取引フロ に参加したりするシステムである。価格改善とは注文発注時の最良気配よりもより有利な価格で注文を執行する る電子的注文板による取引システムとは別ものであり、投資家が電子的に価格改善を要請したり、自ら価格改善 プライメックス・オークション・システムはナスダックが導入を計画しているスーパーモンタージュと呼ばれ 本稿では、ナスダックのプライメックス・オークション・システムの導入に至る経緯とその仕組みを紹介し、

(1)導入に至る経過

指数とナスダック一○○指数構成銘柄が対象と発表)、八月六日、九月一○日と延期された後、一二月一七日に 入する予定を発表した。しかし、ナスダックが二○○○年七月に計画していたセント値刻みへの移行が遅れ、プ 手証券会社の期待を集めることになった。そして、一九九九年一二月九日にはナスダックがこのシステムをアメ ールドマン・サックス、メリルリンチ、モルガン・スタンレー、ソロモン・スミスバーニーという大手証券会社 ようやくダウ工業株指数を構成する三〇銘柄(ナスダック銘柄は二銘柄)を対象として導入された。次いで二〇 ライメックス・オークション・システムの導入も二〇〇一年第1四半期、第2四半期 (この際にはS&P一〇〇 リカで独占的に使用する覚書に調印し、二〇〇〇年夏にナスダック銘柄とニューヨーク証券取引所上場銘柄に導 ペシャリストやフロア・ブローカーの役割を電子的に再現しようとするものであり、機関投資家の注文を扱う大 からも出資を受けて新たな電子的オークション・システムの開発をおこなってきた。 このシステムは取引所のス あるメイドフ社 (Bernard L. Madoff Investment Securities) によって一九九八年に設立され、一九九九年にはゴ プライメックス社 (Primex Trading N.A. LLC) は第三市場の立役者として活躍した有力マーケットメーカーで

り物入りで始まってすでに廃止されたオプティマークと同じ道を歩むのかは明らかではない。

いるが、今のところ売買高は対象銘柄取引全体の一%とも伝えられており、今後定着していくのか、あるいは鳴 かにされている。ただし、このシステムへの参加は任意であり、六〇社の証券会社が参加していると報じられて ○○指数構成銘柄に対しても導入されており、四月以降には他のナスダック銘柄についても導入する計画が明ら 〇二年一月七日からはS&P一〇〇指数構成銘柄(ナスダック銘柄は七銘柄)、一月二二日からはナスダック一

2 仕組み み

(1) 概観

善をおこなう意思をシステムに提示したりできるところが特徴となっている。 という形で事前に取引意思をシステムに提示したり、リアルタイム・レスポンスという形で注文に対する価格改 は、エレクトロニック・クラウド (Electronic Crowd) と呼ばれる人々が誰にも知られずにインディケーション より多くの投資家が確定気配を出すことなく、より有利な価格で取引する機会を提供することにある。具体的に に注文をさらすことなく、タイミングを見計らって取引するという仕組みを電子的に再現するということであり、 プライメックス・オークション・システムの基本は、取引所でスペシャリストやフロア・ブローカーが注文板

(2)参加者

注文を特別な形で価格改善することができる。 カーだけがプライメックス・オークション・マーケットメーカー (PAMM) として認められた場合には顧客の としてプライメックス・オークション・システムに参加することができる。そして、当該株式のマーケットメー シパントとして認められた証券会社だけであるが、この業者と契約を結ぶことによって一般の投資家もクラウド プライメックス・オークション・システムへの参加者はプライメックス・オークション・システム・パーティ

(3)注文

プライメックス・オークション・システムへの注文は一〇〇株以上一〇〇万株以下に限られ、委託勘定ノリス

とができる (デフォルト設定は一五秒)。そして、注文の種類は即時執行指値注文と成り行き注文からなる。 ばならず、価格改善のためにクラウドにさらされる最大時間として○秒/一五秒/三○秒の三種類を選択するこ クのない自己勘定/自己勘定の区別と一般/プロフェッショナル (証券会社の自己勘定)の区別を入力しなけれ

あるインディケーションおよび一五秒オークションまたは三〇秒オークションにある反対注文 (買い注文に対す 文の場合には最良売り気配を上回る価格を入力することはできない。〇秒オークションではすでにシステム上に 指値注文は即時執行 (○秒オークション) に限られ、買い注文の場合には最良買い気配を下回る価格、売り注

る売り注文、売り注文に対する買い注文)との付け合わせのみがおこなわれる。

ー クションまたは三○秒オークションにある反対注文にさらされた後、クラウドのリアルタイム・レスポンスに は三○秒オークションがおこなわれ、この場合にはすでにシステム上にあるインディケーションおよび一五秒オ 他方、成り行き注文に一五秒または三〇秒という指定が付いている場合にはそれぞれ一五秒オークションまた

引は成立する。 秒オークションまたは三○秒オークションにおいて成り行き注文どうしがぶつかる場合には最良気配の中値で取

さらされる (当該銘柄をウォッチリストに登録したクラウドにはこの情報が自動的に配信される)。なお、一五

ー タやエクゼキューション・ギャランティ (PAMMのみ使用可、後述) といった条件を付けることもできる。 また、注文には最低価格改善 (PAMMの自己勘定取引には使えない)、未成立注文の回送、マッチ・パラメ

(4)インディケーション

クラウドの入力するインディケーションにはプレデファインド・リラティブ・インディケーション (PRI)

ており、最良気配から三セントを越えるインディケーションは反対側の最良気配を越える場合には入力できない。 最良気配でのインディケーションには三○○○株以上、最良価格から二セント以内のインディケーションには二 だけ価格改善をおこなう意思があるかを、買いインディケーションの場合には最良(買い)気配、 なお、オークションごとの最大取引株数をインディケーションに指定することもできる。 ○○○株以上、最良気配から三セント以上のインディケーションには一○○○株以上という最低数量が定められ マイナスーセント等といった形で数量とともに入力する (有効期限は当日または五日間のいずれか)。 ただし、 気配プラスーセント等といった形で、売りインディケーションの場合には最良 (売り) 気配、最良 (売り) 気配 PRIはクラウドが事前にシステムに入力するインディケーションであり、価格ではなく、最良気配からどれ 最良 (買い)

成立部分を執行するインディケーションであり、このインディケーションの最低数量は一万株となっている。 ゴー・アロング・インディケーションは他のインディケーションがすべて注文にさらされた後に最良気配で未

(5) リアルタイム・レスポンス

株買い等)、固定価格レスポンス (二〇ドル三セントで一〇〇〇株買い等)、バイ・オールまたはセル・オールと いった三種類のものがあり、バイ・オールまたはセル・オールは文字通り注文を最良気配ですべて執行するとい らされる。そして、リアル・タイム・レスポンスには相対価格レスポンス (最良気配プラスーセントで一〇〇〇 五秒または三○秒という有効期限の付いたリアルタイム・レスポンスという形でクラウドからの価格改善にさ 一五秒または三〇秒の指定の付いた成り行き注文がインディケーションに対してすべて成立しない場合には、

うレスポンスで、ボタン一つで即座にレスポンスができるというものである。なお、成り行き注文やリアルタイ ム・レスポンスに付いている一五秒や三〇秒という時間はクラウドにさらされる最大時間であり、レスポンスの

(6) プライメックス・オークション・マーケットメーカー (PAMM)

早いものから順に取引は成立する。

パラメータやエクゼキューション・ギャランティといった特別な形で価格改善することができる点である。 ス・オークション・システムを通じて取引が成立した者が支払う手数料の一部を受け取ることができ、マッチ・ のみ、次の三カ月間は五〇%、その次の三カ月間から八〇%を適用)。PAMMになるメリットはプライメック 対して八〇%以上プライメックス・オークション・システムを利用しなければならない (最初の三カ月間は申請 マッチ・パラメータは顧客注文をシステムに入力する前に最良気配での執行を実質的に保証するものであり、 PAMMとして認可されるためには当該株式のマーケットメーカーであり、かつ一〇九九株以下の小口注文に

二セント・マッチ・パラメータ、五○%マッチ・パラメータ、ブロック取引マッチ・パラメータ、クリーン・ク

同一数量を同一価格でPAMMが執行するというもので、未成立の部分は成り行き注文では最良気配、 執行する。五〇%マッチ・パラメータは注文量の半分までをクラウドによる価格改善に基づいて執行し、残りの 成立しなかった場合にはPAMMが残りの部分を成り行き注文では最良気配、 上の価格改善のみを成立させ、全く成立しなかった場合にはPAMMが提示された最良価格で執行し、部分的に ロス・マッチ・パラメータという四つの形がある。ニセント・マッチ・パラメータはクラウドによる三セント以 即時執行指値注文では指値価格で 即時執行

指値注文では指値価格でPAMMが執行する。 ブロック取引マッチ・パラメータは一万株以上の注文に対して付

けられる五○%マッチ・パラメータであり、クリーン・クロス・マッチ・パラメータは一万株以上の異なる顧客 も片方にとって有利なインディケーションが一万株以上ある場合には注文はそちらと付け合わされる。 の注文どうしを○秒オークションで最良気配の中値で執行するというものである。ただし、最良気配の中値より

執行保証をおこなうものであり、ギャランティ・クォリティは執行保証をおこなう数量を指定するものである。 ィプルとギャランティ・クォリティがある。最良気配マルティプルはPAMMが最良気配の数量の倍数に限って エクゼキューション・ギャランティは注文全体に対してではなく、部分的な執行保証であり、最良気配マルテ

(7)利用料金体系(4)

アクティビティ・フィー に分かれる。 プライメックス・オークション・システムの利用料金体系はインストレーション/オペレーション・フィーと

では一台当たり月五〇ドル)、インストレーション・フィーが一ACBに一〇〇〇ドル、NTサーバーに五〇〇 ークステーションに一台当たり月二○○ドル (一一台以上二五台以下では一台当たり月一○○ドル、二六台以上 ク/オークション・コントロール・ボックス (ACB) に一ACB当たり月一五六四ドル、プライメックス・ワ インストレーション/オペレーション・フィーは取引の有無に関わらないシステム費用であり、ネットワー

(最大五ドル)、ニセント・マッチ・パラメータの注文がクラウドの提示したニセント以下の価格改善で成立した ス(および成り行き注文どうしがぶつかった場合には後から注文を入力した者)に一取引一株当たり一セント アクティビティ・フィー は取引成立時に発生する費用であり、インディケーションとリアルタイム・レスポン ○ドル、API/FIXインターフェイス・ライセンシングに月五○○ドルとなっている。

場合に一取引一株当たり○・二五セント(最大二・五ドル)と定められている。 なお、三月末まではネットワーク費用とアクティビティ・フィーは免除されると発表されている。(5)

(8) クリアリング・リミットとクレジット・リミット

ス・オークション・システムでの一日の買い取引と売り取引の総額であり、同一銘柄の売り買いの差額ではない。 入力を拒否される。 なお、注文額がクリアリング・リミットを越える注文はクリアリング・リミットが変更されるまでシステムへの 定することができる。そして、この場合のリミットは直接利用契約を結んだ投資家の取引を含めたプライメック 接利用契約を結んだ投資家の取引を含めて、当該業者の取引総額を制限するためにクリアリング・リミットを設 プライメックス・オークション・システムに参加する業者はプライメックス・オークション・システムへの直

リアリング・リミットの場合と同様である。 クレジット・リミットを設定することもできる。 クレジット・リミットの取引総額の定義とリミットの変更もク また、プライメックス・オークション・システムに参加する業者は個々の利用者の取引総額を制限するために

(9) 匿名性

外は当日の取引が終了するまで取引相手にも明かされない。ただし、未成立の注文が他の市場に回送されて成立 した場合は通常の取引と同様に取引成立直後に他の市場での取引成立分については当該取引相手に通知される。 プライメックス・オークション・システムでの取引はすべて匿名でおこなわれ、規制のためのモニタリング以

誇る取引フロアでの価格改善を電子的に実現しようというのが、このプライメックス・オークション・システム 文を執行することであり、ニューヨーク証券取引所ではスペシャリストやフロア・ブローカーの介入によって、 しばしば発注時の最良気配よりも有利な価格で取引が成立することが知られており、ニューヨーク証券取引所が たりするシステムである。価格改善 (price improvement) とは注文発注時の最良気配よりもより有利な価格で注 プライメックス・オークション・システムは投資家が電子的に価格改善を要請したり、価格改善に自ら参加し

での行為をフロント・ランニングを除いては問題としていない。 結果的に価格改善を実現し、投資家の利益にもつながっているという立場をとり、こうした伝統的な取引フロア ストやフロア・ブローカーが先回りして取引するフロント・ランニングに対する批判も多い。 券取引所の会員権が高いのは一部にはこうした取引フロアの特権にも関係しており、顧客注文の前にスペシャリ すればスペシャリストやフロア・ブローカーとなっている業者に注文を出さざるを得なかった。 ニューヨーク証 ローカーに限られていた。そこで、価格改善をはかったり、注文板に注文を載せずに大量の取引をおこなおうと(6) までは最良気配とその数量しか公開されておらず、注文板そのものを見られるのもスペシャリストやフロア・ブ ィケーターやデプス・コンディション、NYSEオープンブックといった限られた形で最近になって公表される トやフロア・ブローカー にのみ許された行為である。 しかもニューヨーク証券取引所の注文板はデプス・インデ という形で指値注文を出さずに取引の意思を確認しあいながら取引をおこなっているからであり、スペシャリス ニューヨーク証券取引所で価格改善が生じるのは、スペシャリストやフロア・ブローカーが注文板に確定気配 しかし、

ー ダー・ハンドリング・ルールが導入されるまではECNがナスダックのマーケットメーカーのポジション調整 **ーカーに初めて価格優先/時間優先という競争を意識させることになるのかもしれない。だが、一九九七年にオ** 注文を外に出さず、最良気配で内部付け合わせをおこなっているからである。プライメックス・オークション・ ー に関心を持ってもらうという広告程度の意味しか持っておらず、全取引の三分の二はマーケットメーカー等が ことによって弊害を防止できると語っている。というのもナスダックのマーケットメーカー制にはもともと価格 ス・オークション・システムを利用すればするほど、その基準となる最良気配の開きが大きくなる可能性がある ー の役割を担えるわけである。 従来はスペシャリストやフロア・ブローカーにだけ限られていた特権をより多く に使われており、ナスダックに出す気配よりも有利な指値注文をECNに出すという慣行が問題になったことも システムのインディケーションは価格優先/時間優先の原則に基づいており、むしろナスダックのマーケットメ 優先/時間優先という取引所での執行原則が適用されないので、良い気配を出すという行為は投資家やブローカ クス・オークション・システムを単独で用いるのではなく、ナスダックのマーケットメーカー制と組み合わせる からである。プライメックス社の創設者でもあるベルナルド・メイドフ氏はこのことを認めており、プライメッ できるということは確定気配を出すインセンティブを弱める可能性があり、より多くの投資家がプライメック の投資家に解放したという点で、プライメックス・オークション・システムの意義は大きいと言えるだろう。 いう仕組みを目指したものである。エレクトロニック・クラウドという形であらゆる投資家がフロア・ブローカ ペシャリストやフロア・ブローカーだけでなく、あらゆる投資家が匿名でより有利な価格での取引を交渉すると プライメックス・オークション・システムはこうした取引フロアでの価格改善の仕組みを電子的に再現し、ス しかし、プライメックス・オークション・システムにも問題がないわけではない。 確定気配を出さずに取引が

り、とりあえずはより多くの投資家に価格改善に参加する機会を与えるという名目で承認しているが、 よるポジション調整も違法とはなりえないのではないだろうか。おそらくSECもこのことは十分に理解してお いう行動が違法でないならば、プライメックス・オークション・システムでのマーケットメーカーの意思確認に 可能性も排除できないはずである。しかも、取引フロアでのスペシャリストやフロア・ブローカーの意思確認と あるので、プライメックス・オークション・システムがマーケットメーカーの隠れたポジション調整の場になる 何らかの

問題が生じれば対策がとられることになるであろう。

ど魅力的なものとは考えられず、競争相手が導入すれば導入せざるを得ないというものではないだろうか。 をそろえていたこととも符合する。マーケットメーカーや小口ブローカーにしてみれば費用を考えた場合それほのそろえていたこととも符合する。マーケットメーカーや小口ブローカーにしてみれば費用を考えた場合それほ 少につながるという、鶏と卵の関係にあることは間違いない。投資家の側を考えれば、個人投資家はわずかな価 がターゲットであると明言しており、プライメックス社への出資者に機関投資家を顧客とする大手証券会社が顔 という形態は二の次であろう。このことはプライメックス社のグレン・シップウェイ最高経営責任者も大口顧客 相手の執行価格を匿名で改善してやるという形態がおそらく中心となり、自ら注文を出して価格改善してもらう 格改善よりも迅速な執行を好む傾向にあり、従来はスペシャリストやフロアブローカーに注文を預けていたよう 利用を促すことになるが、投資家やマーケットメーカーの利用が少なければ価格改善の機会は減り、 見通しはどうであろうか。より多くの投資家やマーケットメーカーが利用すれば価格改善の機会が増え、更なる な機関投資家こそが利用者の本命であろう。機関投資家にとっては直接発注と匿名性という点がポイントであり、 それでは、さほど活発には利用されていないと伝えられるプライメックス・オークション・システムの今後の 利用者の減

定着するのかどうかはわからないが、新たな仕組みを作り出すという前向きな姿勢には敬意を表したい。

- 1 Nasdaq, "Nasdaq and Primex Trading to Offer Investors State-of-the-Art Electronic Price-Improvement System,"
- Nasdaq-Amex Press Release, 9 December 1999 (http://www.nasdaqnews.com/news/pr99/ne_section99_282.html)
- 2 Nasdaq, "Over 2.4 Million Shares Trade Through the Primex Auction System on First Day of Operation," Nasdaq Press 100," Securities Industry News, 28 January 2002. (http://online.wsj.com/article_print/0,4287,BT_20020108_004869,00.html), Mary Schroeder, "Primex Phases in Nasdaq THE TAPE: Stock Markets Turn On Each Other," The Wall Street Journal Online, 8 January 2002 System Bulletin, January 2002 (http://www.primextrading.com/happenings/bulletins/), Gaston F. Ceron, "TALES OF "Primex Auction System Off to First Start: Trading to Expand to S&P 100 and Nasdaq 100 This Month," *Primex Auction* Release, 18 December 2001 (http://www.nasdaqnews.com/news/pr2001/ne_section01_344.html), Primex Trading N.A.,

(21)

- (本誌一五六八号、一九九九年三月)、三木まり「オプティマーク市場休止が意味するもの」(本誌一五九八号、二〇〇 なお、オプティマークについては、拙稿「始動した新世代の取引システム~パシフィック取引所のオプティマーク~」 年九月)を参照
- Primex Trading N.A., THE PRIMEX AUCTION: Description of the Primex Auction System, 2001 (http://www.nasdaq the Primex Auction System, File No. Pilot_NASD_2001_01, 2001 (http://www.nasdaqtrader.com/trader/trading Questions (FAQ), 2001 (http://www.nasdaqtrader.com/trader/hottopics/primex/pmx_faq.pdf), Nasdaq, Rule governing (http://www.primextrading.com/pdf/primex_trade_examples.pdf), THE PRIMEX AUCTION: Frequently Asked trader.com/trader/hottopics/primex/pmx_syst_desc.pdf), THE PRIMEX AUCTION: Trade Examples, 2001

GUIDE, August 2001 (http://www.nasdaqtrader.com/trader/tradingservices/productservices/userguides/primex.pdf) services/productservices/productdescriptions/primexrules.pdf), PRIMEX AUCTION SYSTEM WORKSTATION USER

- 4 Nasdaq, Transaction Services: Fee Schedule, January, 2002 (http://www.nasdaqtrader.com/trader/trading
- DIGEST, Issue 2002-12, 17 January 2002 (http://www.sec.gov/news/digest/01-17.txt). services/productservices/pricesheet/pricing.stm), SEC, "Immediate Effectiveness of Proposed Rule Change," SEC NEWS
- 5 Nasdaq, "Nasdaq to Launch Primex Auction System on December 17," Nasdaq Press Release, 6 December 2001
- 6 デプス・インディケーターとデプス・コンディション、NYSEオープンブックの詳細については、New York Stock (http://www.nasdaqnews.com/news/pr2001/ne_section01_337.html)

Exchange, NYSE Depth Indicator and Depth Condition, 2001 (http://www.nyse.com/pdfs/DepthCondition.pdf), NYSE

(22)

7 Neil Roland, "Nasdag, Brokers to Open Electronic Auction Market," Bloomberg News, 9 August 2001.

OpenBook, 2001 (http://www.nyse.com/pdfs/openbook.pdf) を参照

- 8 Primex Trading N.A., "Q&A With CEO Glen Shipway," Views, 2001 (http://www.primextrading.com/happenings/views).
- (よしかわ まさひろ・主任研究員)